

新型インフルエンザ等対策閣僚会議（第2回） （持ち回り開催）

日 時：平成24年8月3日（金）

議 題：

- ① 「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について（案）」について
- ② 「新型インフルエンザ等対策本部設置要綱（案）」について

資 料：

- 資料1 新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について（案）
- 資料2 新型インフルエンザ等対策本部設置要綱（案）

新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について（案）

平成 24 年〇月〇日
 新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定

新型インフルエンザ等対策の円滑な推進のため、新型インフルエンザ等対策閣僚会議の下に、新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

1 新型インフルエンザ等対策有識者会議

- (1) 有識者会議は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べることとする。
 - ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 6 条第 5 項の規定に基づく意見。
 - ② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るために必要な意見。
- (2) 有識者会議は、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者（以下「学識経験者」という。）の中から内閣総理大臣が指名する構成員 30 人以内をもって構成する。
- (3) 内閣総理大臣は、構成員の中から有識者会議の長及び有識者会議の長の代理（以下「長代理」という。）を指名する。
- (4) 長代理は有識者会議の長を補佐し、有識者会議の長に事故があるときは、長代理を有識者会議の長とする。長代理が 2 人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣が定めた順序で、有識者会議の長とする。

2 基本的対処方針等諮問委員会

- (1) 有識者会議の下に、基本的対処方針等諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を開催する。諮問委員会は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣又は法第 16 条第 1 項の新型インフルエンザ等対策本部長に対し述べることとする。
 - ① 法第 18 条第 4 項に基づく意見。
 - ② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の発生に関する必要な意見。
- (2) 諮問委員会は、有識者会議の長及び長代理並びに内閣総理大臣が指名する有識者会議の構成員をもって構成し、その総数は、有識者会議の長及び長代理を含め 10 人以内とする。
- (3) 諮問委員会の長は、有識者会議の長をもってこれに充て、諮問委員会の長の代理は、長代理をもってこれに充てる。
- (4) 1（4）の規定は、諮問委員会の長の代理について準用する。
- (5) 内閣総理大臣において特に緊急を要するため諮問委員会の構成員に参集を求めるとまがないと認めるとき又は参集するよう努めたにもかかわらず、なお構成員の過半数が出席できないときは、内閣総理大臣は、法第 18 条第 4 項に基づく意見を諮問委員会の長から聴取するものとする。
- (6) 諮問委員会の長は、（5）の規定により、意見を述べたときは、その旨及び意見の内容を次の諮問委員会において報告しなければならない。

3 分科会

- (1) 有識者会議は、次の表の上欄に掲げる分科会を開催し、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について検討する。

名称	医療・公衆衛生に関する分科会	社会機能に関する分科会
検討事項	医療等の提供体制の確保に係る事項等医療・公衆衛生に関する事項。	登録事業者の登録基準に係る事項等社会機能に関する事項（医療・公衆衛生に関する分科会の検討事項を除く。）。

- (2) 分科会に属すべき構成員は、有識者会議の構成員の中から内閣総理大臣が指名する。
- (3) 内閣総理大臣は、当該分科会に属する構成員の中から分科会の長を指名する。
- (4) 分科会の長に事故があるときは、当該分科会に属する構成員のうちから内閣総理大臣があらかじめ指名する者を分科会の長とする。
- (5) 内閣総理大臣は、分科会に、特別の事項を検討させるため必要があると認めるときは、学識経験者の中から臨時構成員を指名することができる。

4 構成員の参集

内閣総理大臣は、有識者会議及び諮問委員会を開催するため、構成員の参集を求める。

5 関係行政機関の責務

関係行政機関は、有識者会議、諮問委員会及び分科会（以下「有識者会議等」という。）の運営に最大限協力するものとし、正当な理由がない限り、有識者会議等からの資料提出及び説明聴取等の要請

を拒むことはできないものとする。

6 意見の開陳等

有識者会議等の長は、必要と認める者に対して、有識者会議等への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

7 庶務

有識者会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。ただし、医療・公衆衛生に関する分科会に係るものについては、関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下に厚生労働省において処理する。

8 その他

1から7までに定めるもののほか、有識者会議等の運営に関し必要な事項は、有識者会議等の長が定める。

新型インフルエンザ等対策本部設置要綱（案）

平成 24 年〇月〇日
新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定

新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策本部（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項に基づき、閣議にかけて臨時に内閣に設置する新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。））の設置を円滑に行うため、政府対策本部の組織については、同条第 1 項から第 7 項までに定めるもののほか、以下によることを、その基本とするものとする。

- 1 政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間
政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間について規定すること。
- 2 政府対策副本部長について
政府対策副本部長（法第16条第3項の新型インフルエンザ等対策副本部長をいう。以下同じ。）について、以下を基本的内容として規定すること。
 - (1) 政府対策副本部長は、以下のとおりとすること。
内閣官房長官
厚生労働大臣
 - (2) (1)によるもののほか、政府対策本部長（法第16条第1項の新型インフルエンザ等対策本部長をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、政府対策本部に、同条第3項に基づき、政府対策副本部長を置くことができること。
- 3 政府対策本部の会議について
政府対策本部の会議について、以下のとおり規定すること。
 - (1) 政府対策本部の会議には、政府対策本部長、政府対策副本部長及び政府対策本部員（法第16条第3項の新型インフルエンザ等対策本部員をいう。）のほか、内閣官房副長官（政務及び事務）が出席すること。
 - (2) 政府対策本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策有識者会議の会長その他の関係者に、政府対策本部の会議への出席を求めることができること。
- 4 政府対策本部の幹事
政府対策本部の幹事について、以下のとおり規定すること。
 - (1) 政府対策本部の業務の円滑な実施をはかるため、政府対策本部の幹事を置くこと。
 - (2) 政府対策本部長は、法第 16 条第 7 項に基づき任命される政府対策本部の職員の中から、政府対策本部の幹事を指名することとする。
- 5 その他
その他、以下の事項について、規定すること。
 - (1) 政府対策本部の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理すること。
 - (2) 政府対策本部の運営に関する事項その他必要な事項は、政府対策本部長が定めること。
 - (3) 以上のほか、発生した新型インフルエンザ等の特性に鑑み、必要な事項があれば、適宜規定すること。